

著作権及び 著作権譲渡 に関して

©2022 株式会社成進社印刷

<作成> 2022年5月1日

著作権に関するトラブルについて

印刷物は著作権の塊である、といわれています。印刷は受発注 2 者間だけの問題ではなく、そこに関わる「著作者」との関係を把握しておかないと、トラブルの原因となります。



著作権とは？

著作権とは、どういうものを指すのでしょうか。

著作権法では著作物を「**思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」と定義しています。

特に印刷物に関わる著作物は、

- (1) 小説、論文などの「言語の著作物」
- (2) 絵画・彫刻などの「美術の著作物」
- (3) 「地図・図形の著作物」
- (4) 「写真の著作物」
- (5) パソコンソフトなどの「プログラムの著作物」
- (6) 「データベースの著作物」



などが挙げられます。

著作権は申請や登録を必要としません（無方式主義）。

作品を創作または公表した時点で、誰にでも自動的に権利が発生します。また印刷やWEBで作成するデザインデータも、広義的な芸術・美術の領域となり、各種冊子レポートもデータベースの著作物と呼ばれます。



版権とは？

印刷物を作成するときに作られる製版フィルムや、デジタルデータを含む印刷版（いわゆる版下）に関する権利のことです。これらは「中間生成物」と位置づけられ、過去の判例（東京地裁 平成2年12月26日結審（2審）他）からも、その所有権は印刷会社にあると認められています。

「製版フィルム or デジタルデータを譲ってほしい」（中間生成物の譲渡）という依頼については費用負担だけでなく、それ以上に著作権の問題をよく確認する必要があります。

問題になるのが「二次利用」

チラシ制作の依頼を印刷会社にするとして。その後、イメージを揃えるため、その印刷物のデザインや使用している素材をホームページにも使いたい。またはデータを変更して新聞広告にも利用したいといった希望が生じることはよくあることです。

ある著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などしてできた新たな著作物を著作権法では「二次的著作物」といいます。

印刷物においても、本来の制作物を変形あるいは文章を要約したものは二次的著作物にあたります。それらを利用することを「二次的著作物の利用」といい、一般的に「二次利用」と呼ばれています。



「二次的著作物」における著作権

著作権者は著作物を利用したい人に対して、利用許諾を与えることができ、利用者はその範囲内で著作物の利用ができます（著作権法63条）。逆をいえば、**利用許諾を受けずに勝手に著作物を利用する、変更等で二次的なものをつくることは、著作権侵害**にあたります。

例えば、映画制作において、小説を原作にしたストーリーをつくらうとすれば、まずその小説の原著（著作物の権利者）から映画化における許諾を得る必要があります。こうして制作された二次的著作物の映画には、今度は、映画を創作した人の著作権（二次的著作物を創作した著作者の権利）が発生しています。映画には映画制作者の権利があるということです。



小説著作者の
権利



映画制作者の
権利



小説の二次的著作物（映画）
を上映して利益を得る

よって、その映画を公の場で利用（二次利用）する人は、映画制作者（二次的著作物の著作者）はもちろん、小説の作者（原著物の権利者）からも利用にあたっての許諾が必要になります。

問題になるのが「二次利用」



印刷物の「二次利用」でトラブルが生じる理由

このように二次利用については、二次的著作物が増えるごとにその著作者の権利が発生し、複雑になっていくことがわかります。

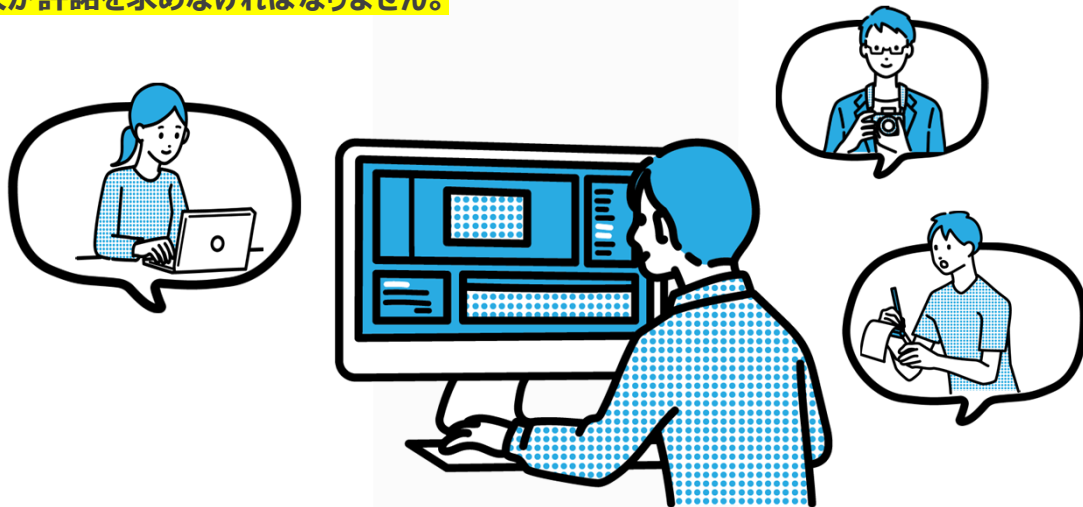
「印刷物は著作権の塊」といわれるのは、チラシを例にしても、そこに含まれる**写真・イラスト・コピーライト・文章・レイアウトデザイン**など、それぞれに著作権をもつ制作者がいるからです。

最近では、印刷物の完成後にデータをPDFにして一緒に納品してほしいというケースや、極端な場合は、印刷物の元となる制作データの納品を当然のように要求される例もあります。しかし、例えば、**クライアントが金銭を払って制作を依頼したとしても、著作権は著作した人に発生する**ものです。

「二次利用」でトラブルが多いのは、こうした誤解や、**たとえ印刷会社がレイアウトしたデータの二次利用を許諾したとしても、それは著作権そのものの譲渡ではない**ということです。

データは簡単に複製や改変、拡散が可能です。データを渡してしまうと、二次利用の範囲を定めたとしても、法律があるとはいえ守られる保証はありません。

さらに、**挿入された写真やイラスト、コピーライトなどは、それぞれの著作者から二次利用をする人が許諾を求めなければなりません。**



印刷会社では、他者が制作したものを素材として利用する場合は、利用規約や利用範囲を確認し、著作権を守って制作やレイアウトを行っています。

ですので、「他に使いたいからデータを渡してほしい」と言われても印刷会社が安易にデータをお渡ししない理由は、**著作権保護の観点に加え、トラブル防止のため**でもあります。

「二次利用」「著作権譲渡」はスタートから

著作物とは、その原作から別シリーズの制作、複数の販売・発信方法、キャラクター・商品化など、**著作者にとって、今後さらなる利益や発展を著作者にもたらす財産**です。

よって、写真やイラスト、ロゴデザイン、文章、また印刷用データにおいても、それを他者が自由に可変して利用するには、それ相応の費用負担を要求されるのが当然ということがわかるかと思えます。

二次利用や著作権譲渡のトラブルは、その要求が制作依頼の途中や制作物完成の最後にされる場合に多く発生します。なぜなら、スタート時の制作見積には、そこまでの金額が含まれていないからです。また、二次利用を著作権譲渡と混同しているケースも多く、なぜお金を追加で請求されるのかといった誤認が生じ、トラブルの主原因となっています。



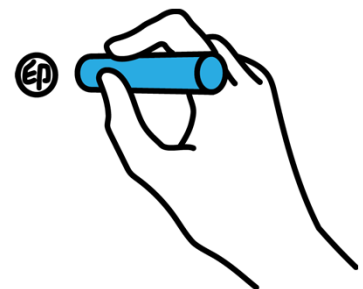
「二次利用」するなら追加注文と考える

だからといって、何に使うか分からないから初めから利用範囲を広くしよう、または著作権譲渡してもらおうと考え、高額な費用を払う必要はありません。おおよそ二次利用とは「反響が良かったからもっと広く使いたい」といったように、後から要望が生じてくるものです。

そうした場合は、**著作者から「二次利用の許諾を得る」よりも、追加注文として新たに制作依頼・契約を行うほうがスムーズ**です。

また、ブランドロゴといったような、**初めから自身のオリジナル物として広く使用することが明らか**な場合は、**制作依頼する時点から「著作権譲渡」（著作者の権利譲渡）を相談**してください。

著作権譲渡となれば、制作者側もそれを理解して取りかかりますし、著作権譲渡契約を締結すれば、印刷やWEBサイトでの利用はもちろん、キャラクター化や商品化といった二次的著作物の制作、第三者に著作物の利用を許可するといったことが自身でできるようになります。



【参考・関連資料】

全日本印刷工業組合連合会
「大きく変わる知的財産権の取り扱い 官公需における知的財産権」
<https://www.aj-pia.or.jp/pdf/intellectual%20property%20right.pdf>

一般社団法人 日本印刷産業連合会
「印刷会社のための裁判例」
https://www.jfpi.or.jp/topics_detail6/id=81